

只木ゼミ前期第7問検察反対尋問レジュメ

文責:3班

I. 反対尋問

- 5 1. 弁護側レジュメ 2 頁 17 行目以下「責任主義の見地から見ても妥当ではない」といえるのは何故か。
2. 弁護側レジュメ 2 頁 10 行目で Y 説への批判で「恣意的に解釈することも可能」としているが、弁護側レジュメ 1 頁 32 行目の B 説で「特定の構成要件的结果及びその結果発生の因果関係の基本的部分の予見」としているところ、後者が恣意的判断とならないという根拠は何か。
- 10

以上